

医療費が高額になったとき

1か月(同じ月内)の医療費が高額になり、自己負担限度額(下表)を超えた場合、超えた分が「高額療養費」として払い戻しされます。**対象となる方には、申請書をお送りしますので市町村の後期高齢者医療担当窓口に申請してください。**申請は初回のみで、2回目以降は自動で初回到申請した口座に振り込まれます。

【自己負担限度額(月額)】

所得(限度)区分	負担割合	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税標準額690万円以上)	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円】※1	
現役並み所得者Ⅱ (課税標準額380万円以上)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※1	
現役並み所得者Ⅰ (課税標準額145万円以上)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※1	
一般Ⅱ	2割	①18,000円 ②6,000円+(総医療費-30,000円)×10% ①と②のいずれかの低い方を適用※2 (年間上限144,000円)※3	57,600円 【44,000円】※1
一般Ⅰ※4	1割	18,000円(年間上限144,000円)※3	
区分Ⅱ※5			24,600円
区分Ⅰ※6		8,000円	15,000円

※1 同一世帯で12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超え、高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額(多数回該当)です。所得区分が一般Ⅰまたは一般Ⅱの方は、外来の限度額による支給は多数回該当の回数に含みません。

※2 所得区分一般Ⅱの外来自己負担限度額の②は令和7年9月30日までの配慮措置になります。

※3 8月から翌年7月までの1年間の外来個人の自己負担額の合計が、年間上限額を超えた場合には、高額療養費として支給されます(外来年間合算)。

※4 現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方

※5 世帯の全員が住民税非課税の被保険者(区分Ⅰ以外の方)

※6 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額806,700円で計算)が0円となる被保険者および世帯の全員が住民税非課税であり、かつ本人が老齢福祉年金を受給している被保険者。なお、今後の制度改正により控除額は変更となる場合があります。

資格確認書の所得区分(限度区分)記載の申請

資格確認書には申請により、限度区分を記載することができます※。所得区分が【区分Ⅰ・Ⅱ】または【現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ】に該当する方は、医療機関の窓口で限度区分が記載された資格確認書を提示することで、自己負担額が上記表のとおりとなります。(マイナ保険証を利用し、医療機関で負担区分が確認できる場合は、事前申請をしなくても、自己負担限度額が適用されます。)

※世帯内に未申告の方がいる場合は、**正しい負担区分の表示ができません**ので、世帯全員について所得申告をしてください。

※前年度、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の交付を受けていた方や、資格確認書の限度区分欄に記載がある方は、更新後も限度区分が記載されます。

※区分Ⅱの認定を受けている方で、入院日数が過去12か月で90日を超えた場合は、申請により長期入院該当の認定が受けられます。長期入院該当の認定を受けるには、過去12か月の入院日数の確認が必要なたため、原則、毎年届出が必要です。事前に広域連合で入院日数を確認できる場合は記載された資格確認書を交付致します。

後期高齢者医療

新しい資格確認書送付のお知らせ

令和7年8月1日からお使いいただける資格確認書をお送りします。
現在ご使用いただいている色の保険証・資格確認書の有効期限は、**令和7年7月31日**です。
8月1日からは、今回お送りしました青色の資格確認書をお使いください。

なお、受診時にマイナンバーカードを保険証として利用する場合は、資格確認書の提示は不要です。

記載内容をご確認ください。

①有効期限

資格確認書を使用できる期限

②交付年月日

資格確認書を発行した日

③資格取得年月日

年齢到達や転入等で資格を得た日

④発効期日

資格内容の効力が発生した日

後期高齢者医療資格確認書	
①有効期限 令和 8年 7月31日	
②交付年月日 令和 〇年 〇月 〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
被保険者氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 〇年 〇月 〇日
資格取得年月日	令和 〇年 〇月 〇日 ③
負担割合	〇割
発効期日	令和 〇年 〇月 〇日 ④
限度区分	
発効期日	

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの一部負担金の割合は、令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)の所得や収入によって判定されています。
いままでの保険証・資格確認書(黄色)と割合が変わっている場合がありますので、ご注意ください。

資格確認書に関する注意事項

- 有効期限が過ぎた古い保険証や資格確認書は、8月1日以降に市町村担当窓口へご返却いただくか、個人情報that分らないようハサミ等で裁断してから破棄してください。
- 資格確認書を紛失・破損等した場合は市町村の担当窓口へ申請してください。資格確認書の再発行を行います。
- 転出・転居等で住所変更があった場合など、資格確認書の内容に変更があったときは、資格確認書をお持ちのうえ、市町村の担当窓口へ届け出てください。
- 今回お送りした資格確認書の記載内容(住所・一部負担金の割合等)に変更があった場合は、新しい資格確認書をお送りします。古い資格確認書は使用せず、速やかにお住まいの市町村の担当窓口へご返却ください。

資格確認書に関するお問い合わせ先

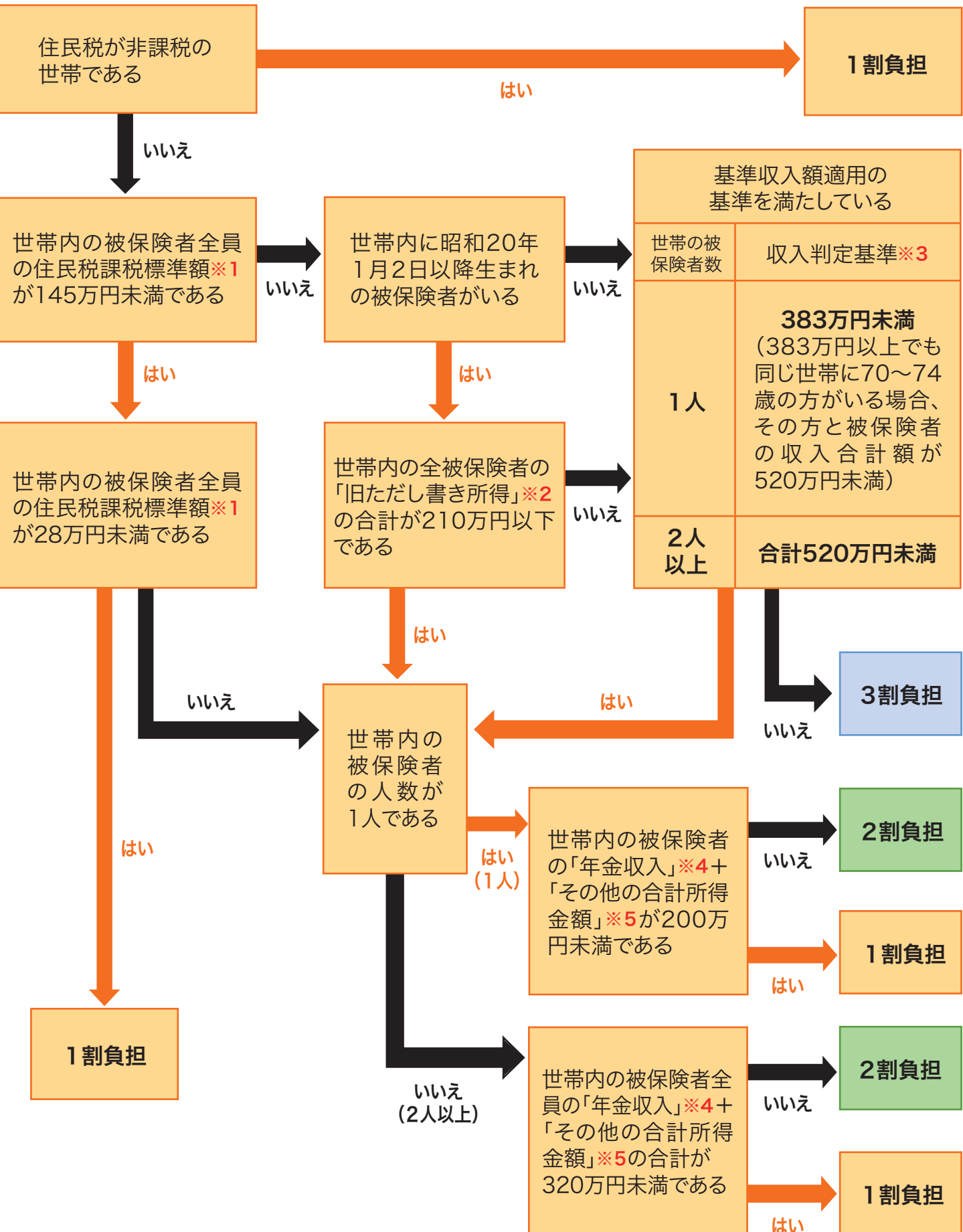
 **長野県後期高齢者医療広域連合** 事務局 業務課 資格保険料係

〒380-0935 長野県長野市大字中御所79-5 NOSAI長野会館2階(電話)026-229-5320

または、お住まいの市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

自己負担割合の判定方法

自己負担割合は、令和6年中(令和6年1月～令和6年12月)の所得・収入をもとに、世帯単位で判定します。判定方法は以下のとおりです。



※1 「住民税課税標準額(住民税課税所得)」とは住民税納税通知の「課税標準」の額で、前年の収入から給与所得控除や公的年金控除等を差し引いた額です。

なお、基準日(令和6年12月31日)時点において世帯主で、同一世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の世帯員(その方が給与を有する場合、給与所得額から10万円を控除)がいた被保険者については、扶養関係の有無にかかわらず、基準日時点の19歳未満の世帯員の人数に一定額(16歳未満は33万円、16歳以上19歳未満は12万円)を乗じた額を住民税課税標準額から控除し、負担割合を判定します。

※2 「旧ただし書き所得」とは、前年中の総所得金額から住民税の基礎控除(43万円)を差し引いた金額のことです。

※3 基準収入額適用の「収入判定基準」の収入額には、遺族年金や障害年金は含みません。基準収入額適用の要件を満たしている方でも、当広域連合で判定に必要な収入額が確認できない方については、市町村窓口へ申請していただき、認定を受けていただくことで適用となります。

※4 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた金額のことです。

令和7年度の定期更新では、被保険者全員に資格確認書が発行されます。

令和8年7月31日までは、マイナ保険証の有無にかかわらず**全ての被保険者**に資格
確認書が発行されます。

医療機関等を受診される際は、マイナ保険証、または資格確認書で受付をしてください。

令和8年8月1日以降は、マイナ保険証の有無により発行されるものが異なります。

○マイナ保険証なし

令和7年度と同様に申請することなく「資格確認書」をお送りします。

医療機関受診時は、資格確認書を窓口に提示してください。

○マイナ保険証あり

A4サイズの「資格情報のお知らせ」をお送りします。

医療機関受診時は、マイナ保険証をご利用ください。(資格情報のお知らせのみでは、受診できません。)

マイナ保険証 の有無	令和7年8月～令和8年7月末	令和8年8月～
マイナ保険証 あり	「資格確認書」を発行 マイナ保険証でも受診可能です。	「資格情報のお知らせ」を発行 資格情報のお知らせのみでは受診できません。 マイナ保険証を提示ください。※1
マイナ保険証 なし	「資格確認書」を発行	「資格確認書」を発行

※1 マイナ保険証での受診が困難な方は、申請により要配慮者として、資格確認書の発行が可能です。
ご希望の方は市町村の後期高齢者医療担当窓口で申請してください。